

募集

企業版  
ふるさと  
納税

# 東本願寺前に 賑わい・憩いのある 緑の空間等を創出します。



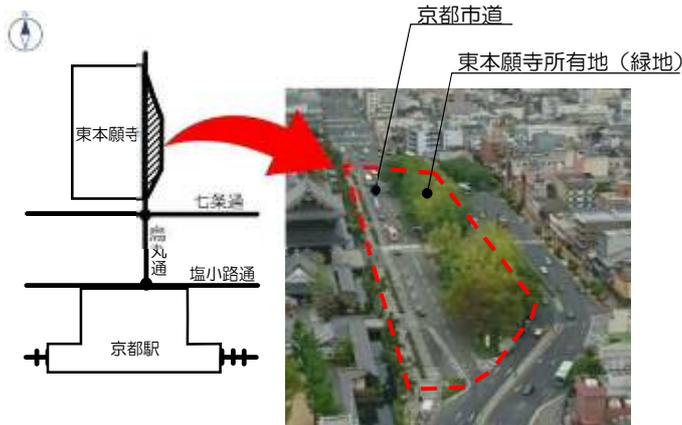
市民緑地の整備イメージ

## 京都市初の「市民緑地」整備 ~皆様に愛される新たな名所づくり~

東本願寺前は、緑豊かな空間の下、「下京・京都駅前サマーフェスタ」など、地域の方々と共に京都市、東本願寺をはじめとした関係者が協働して、地域の活性化に向けた取組や活用が展開されています。

そのような中、京都駅周辺の活性化に取り組む京都市と、地域に開かれた門前を目指す東本願寺の思いが一致し、京都市道と東本願寺所有の緑地を一体的な緑として活用できるよう整備を行うことで、「市民緑地

(※)」として整備することとなりました。東本願寺一体がこれまで以上に「賑わい・憩いの空間」「歴史・文化の発信の空間」「修学旅行者などのおもてなしの空間」となり、市民の皆様はもとより、多くの方々に御利用いただける空間を創出します。



多彩なシーンに活用できる空間・交流の場



賑わいの空間

憩いの空間

歴史・文化発信の空間

修学旅行者などのおもてなしの空間

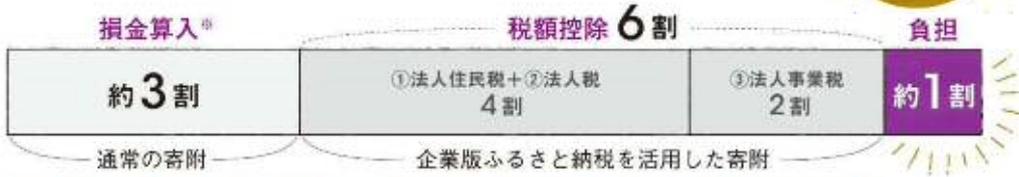
(※) 市民緑地：都市緑地法に定められた市民緑地制度に基づき、土地所有者との合意の下、民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に提供する緑地や広場として確保することで、緑の創出と保全を推進するもの

# 京都市初の 「市民緑地」 整備

# 「企業版ふるさと納税」で応援して くださる企業の皆様を募集します!

## 企業版ふるさと納税とは

令和2年度の改正により、税の軽減効果が寄付額の最大約9割  
(損金算入約3割+税額控除6割)となり、企業様の負担が  
約1割にまで軽減されます。



※企業様が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。

### 寄附にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄付が対象です。
- 寄付を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。  
(禁止例：寄付の見返りとして補助金の受取。有利な利率での貸付)
- 本社が京都市に所在する法人の寄付は対象外となります。

## 顕彰(希望企業)

- 市民緑地内の芳名板へ掲出いたします。  
※令和4年12月末までにお申出いただいた企業が対象
- インターネット上で御支援いただいている企業として掲出いたします。

本社が京都市内の企業様の御寄付もお受けします!

企業版ふるさと納税の対象外ですが、その全額が損金算入されるため、寄付額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。

## 寄付のお申出

- 寄付申出書を御記入のうえ、郵送、ファックス、メールにより以下に送付してください。

【送付先】 住所：〒604-8571(住所不要)

京都市建設局みどり政策推進室みどり協働担当宛て

FAX: 075-212-8704

メール: ryokusei@city.kyoto.lg.jp

- 寄付申出書は、京都市ホームページの以下のページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000279492.html> : <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000269163.html>

広報 東本願寺前 市民緑地 企業版ふるさと納税



京都市 企業版ふるさと納税



※申出書の支援事業欄には、「東本願寺前の市民緑地整備事業」と記載してください。

## お問合せ先

### 【市民緑地への寄付について】

京都市建設局みどり政策推進室(みどり協働担当)

TEL 075-222-4113 FAX 075-212-8704

### 【寄付金制度について】

京都市行財政局総務部総務課(ふるさと納税担当)

TEL 075-222-3044 FAX 075-222-3838